

会 議 録

1 会議名

令和2年度 第1回諏訪区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 地域協議会の概要について（公開）

(2) 協議事項（公開）

- ① 会長・副会長の選任について
- ② 地域協議会の運営方法等について
- ③ 年間スケジュールについて
- ④ 地域活動支援事業について

3 開催日時

令和2年5月22日（金） 午後7時から午後9時まで

4 開催場所

諏訪地区公民館 集会室

5 傍聴人の数

1名

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：川上 俊一、川上 奈津子、川上 久雄、川室 光昭、西嶋 明子、
服部 幸雄、星野 実、堀川 悦郎、山岸 愛、山岸 真也、山田 勝也、
山田 哲平（欠席なし）

・事務局：中部まちづくりセンター 本間センター長、藤井係長、山崎主事

8 発言の内容（要旨）

【藤井係長】

- ・会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

【本間センター長】

- ・市長メッセージを代読

【委員及び事務局】

- ・自己紹介

【藤井係長】

次第4 議題「(1) 地域協議会の概要について」に入る。

【本間センター長】

- ・地域自治区制度及び地域協議会の役割について概要を説明

【藤井係長】

次第4 議題「(2) 協議事項」の「① 会長・副会長の選任について」に入る。

- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会長が決定するまでの間は、本間センター長が議長を務めることを説明

【本間センター長】

会長・副会長の選任について、事務局から説明する。

【藤井係長】

- ・会長・副会長選任に係る規程、会長の役割について説明

【本間センター長】

今ほどの説明について質疑を求める。

【川上 久雄委員】

会長・副会長の任期について、4年間同じ人が会長を務めるのではなく、半期や1年で交代することは可能か。

【藤井係長】

会長・副会長の選任について、任期の規程はないため、協議会の決議により交代は可能と考えるが、他の地域協議会でそのような事例は承知していない。

【本間センター長】

補足であるが、ひとたび、会長が選任されれば、交代の際は辞任の手続きを取っていただき、改めて選任の協議を行っていただくこととなる。

他に質問はないか。

(発言なし)

それでは、会長・副会長の任期について、4年間ではなく半期や1年でという声があったので、採決を行う。

会長・副会長の任期を4年とすることに賛成の委員は挙手願う。

(11人挙手)

賛成多数のため、会長・副会長の任期は4年とする。

それでは、会長の立候補、または、適任者の推薦について意見がある委員は挙手願う。

【山岸 愛委員】

2期目の委員の中から、川上 久雄委員を推薦する。

【本間センター長】

川上 久雄委員を会長に推薦する意見があったが、ほかに立候補や推薦はないか。

(発言なし)

それでは、川上 久雄委員に会長に就任いただくことについて、賛成の委員は挙手願う。

(11人挙手)

賛成多数のため、川上 久雄委員に会長に就任いただくこととする。会長が決定したため、副会長の選任以降の議事進行は川上会長より願う。これより川上会長と進行について打合せを行うため休憩をとる。

・会議の進行に係る打合せのため、10分間の休憩を宣言

－休憩（10分）－

【藤井係長】

・会議の再開を宣言

・上越市域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会長が議長を務めることを報告

【川上会長】

これより、副会長の選任を行う。副会長の役割について、事務局に説明を求める。

【藤井係長】

・副会長の役割について説明

【川上会長】

副会長の選任について進める。

まず、副会長の人数についてであるが、前期の副会長は1名であった。今までと同様に、1名としてよいか。

(よしの声)

それでは、副会長の人数は1名とする。

次に、選出に当たり立候補または推薦について意見がある委員は、挙手のうえ発言願う。

【山岸 愛委員】

副会長については、せっかくなら1期目の委員から就任いただいたらよいのではないか。山岸 真也委員や山田 哲平委員など、若い世代の委員に就任いただいてはどうか。

【服部委員】

初対面の方もいるため、推薦は難しい。会長の指名で選任いただければよいのではないか。

【川上会長】

私自身も適任者を推薦するのは難しい。

【山岸 愛委員】

新任委員の意見を聞いてみてはどうか。

【川上会長】

新任の委員で副会長を務めてもよいという委員はあるか。

(発言なし)

それでは、私から指名させていただくこととする。

副会長は、山田 哲平委員にお願いしたいと考える。山田 哲平委員に就任いただくこととしてよいか。

(よしの声)

山田 哲平委員に副会長に就任いただくこととする。

(会長・副会長あいさつ)

以上で、議題「(2) 協議事項」の「① 会長・副会長の選任について」を終了する。

引き続き、議題「(2) 協議事項」の「② 地域協議会の運営方法等について」に入

る。

最初に「会議の座席順」について、事務局に説明を求める。

【藤井係長】

・資料No.1-1に基づき説明

【川上会長】

座席順については、これまでと同様に、反時計回りに名簿順としてよいか。

(よしの声)

座席順は、これまでと同様に名簿順の座席とする。

次に、「会議の招集請求に必要な委員の数」について、事務局に説明を求める。

【藤井係長】

・資料No.1-1に基づき説明

【川上会長】

「会議の招集請求に必要な委員の数」ということであるが、人数について提案がある委員は挙手のうえ発言願う。

(発言なし)

それでは、従来どおり「3名以上」としてよいか。

(よしの声)

「会議の招集請求に必要な委員の数」については、「3名以上」とする。

次に、「会議録の確認者」について、事務局に説明を求める。

【藤井係長】

・資料No.1-1に基づき説明

【川上会長】

「会議録の確認者」について、事務局から、これまでと同様に会長と名簿順に1名で行ってはどうかと提案があったが、意見のある委員は発言願う。

(発言なし)

それでは、会議録の確認は、会長と名簿順に1名の計2名で行うこととする。

本日の会議録の確認については、川上 俊一委員にお願いします。

【川上 俊一委員】

はい。

【川上会長】

次に、「会議の開催日時」について、事務局に説明を求める。

【藤井係長】

・資料No.1-1 に基づき説明

【川上会長】

それでは、開催日時について、あらかじめ曜日や時間について決めたおいたほうがよいという意見があれば、発言願う。

これまでは、前の会議で数日の候補を示し、出席可能な委員が多い日に、午後 7 時からを基本として開催してきた。

【山岸 愛委員】

2 期目となる委員はそれでよいと思うが、1 期目の委員にそれぞれ確認してはどうか。

【川上会長】

それでは、1 期目の委員に順にお聞きする。

【川室委員】

仕事については調整が可能なので、前の会議で日時を決定することで問題ない。

【服部委員】

朝の早い時間帯の仕事であるため、夜間の会議であれば問題ない。

【星野委員】

平日の開催については問題ない。開始時間は 7 時からがよい。

【堀川委員】

平日の開催については問題ない。開始時間は 7 時からがよい。

【山岸 真也委員】

年間の勤務日が決まっているため、前の会議で随時決定するほうがよい。

【山田 勝也委員】

平日の開催については問題ない。開始時間は 7 時からがよい。

【山田副会長】

平日の開催はよいが、日によって会議に遅れるおそれがある。

【川上 俊一委員】

前の会議で随時決定することで問題ない。

【川上会長】

それでは、これまでと同様に、午後7時からを基本に、前の会議で日程を決定することとしてよいか。

(よしの声)

開催日時については、午後7時からを基本に、前の会議で随時決定することとする。

次に、「会議の会場」について、事務局に説明を求める。

【藤井係長】

・資料No.1-1に基づき説明

【川上会長】

会場は、この会場「諏訪地区公民館」でよいか。

(よしの声)

「諏訪地区公民館」で決定する。

次に、「書面による審議」について、事務局に説明を求める。

・資料No.1-2に基づき説明

【川上会長】

会議を開催できない場合に、書面による審議の条件、判断、表決のルールをあらかじめ決めておくものである。

最初に、「実施の条件」について、意見のある委員は挙手のうえ発言を求める。

【星野委員】

書面審議の実施は、市が決めるのではなく地域協議会で決めてよいのか。

【藤井係長】

書面審議について規程はなく、地域協議会の運営については、地域協議会で決めることとしている。ただし、実際の書面審議の実施に際しては、市として状況を見て相談させていただくこととなるを考える。

【星野委員】

資料の案のとおりでよいと考える。

【川上会長】

それでは、「実施の条件」は、資料に記載の案のとおりとしていか。

(よしの声)

賛成多数により、資料の案のとおりとする。

次に、「実施の判断」について、意見を求める。

【星野委員】

書面協議とするかどうかについては、会長一人では判断しづらいと思うため、「会長一任」ではなく、2人くらいで判断したらよいと考える。

【堀川委員】

資料に記載されている「正副会長の協議により、会長が決定」でよいのではないか。

【川上会長】

資料記載の2つ目「正副会長の協議により、会長が決定」という意見が出ているが、意見のとおりとしてよいか。

(よしの声)

それでは、書面審議の「実施の判断」は、「正副会長の協議により、会長が決定」することとする。

次に、「表決」について意見を求める。

(意見なし)

「表決」については、資料の案のとおりとしてよいか。

(よしの声)

「表決」については、資料に記載の案のとおりとする。

続いて、「附帯意見の取扱い」について、意見のある委員は発言を求める。

【山岸 愛委員】

附帯意見については、委員が回答した意見をまとめたものであるので、「会長が決定（会長一任）」でよいのではないか。

【川上会長】

会長に一任との意見であるが、そのとおりとしてよいか。

(よしの声)

それでは、「附帯意見の取扱い」については「会長が決定（会長一任）」とする。

次に、「地域協議会だよりの発行」と「自主的審議事項の提案方法」について、事務局に説明を求める。

【藤井係長】

- ・資料No.1-1に基づきこれまでの状況を説明

「地域協議会だよりの発行」と「自主的審議事項の提案方法」については、いずれも今後の地域協議会で審議し、決定していただきたい。

【川上会長】

以上で、議題「(2) 協議事項」の「② 地域協議会の運営方法等について」を終了する。

引き続き、議題「(2) 協議事項」の「③ 年間スケジュールについて」に入る。事務局に資料の説明を求める。

【藤井係長】

- ・資料No.2に基づき説明

【川上会長】

資料のとおり、7月までのスケジュールを確認いただき、8月以降のスケジュールは改めて審議とのことであるが、意見や質問のある委員は、挙手のうえ発言願う。

(発言なし)

7月までのスケジュールについて、事務局説明のとおりとしてよいか。

(よしの声)

それでは、資料のとおり進めることとする。

以上で、議題「(2) 協議事項」の「③ 年間スケジュールについて」を終了する。

次に、議題「(2) 協議事項」の「④ 地域活動支援事業について」に入る。事務局に資料の説明を求める。

【藤井係長】

- ・参考資料1に基づき説明
- ・資料No.3に基づき説明、審査手順についてヒアリングに代えて書面による質問・回答を提案

【川上会長】

事務局から、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度限りの対応とし

て、ヒアリングに代えて書面による質問・回答を実施してはどうかとの提案があった。このことについて、質問や意見のある委員は挙手のうえ発言願う。

【山岸 愛委員】

諏訪区の審査では、ヒアリングと審査を行う地域協議会の前に、自宅で仮の採点を行うこととしている。新任の委員は、審査を行うもの初めてであるため、一人で仮採点を行うことができるか。

【山田副会長】

これまで自分は提案者の立場であった。今回は審査する側であるが、ヒアリングで聞いて初めてわかることもあると思う。

【星野委員】

先ほどの「書面による審議」についての審議で、会長・副会長の協議により実施を決定することとした。ヒアリングに代えて書面で質問・回答を行うことについても、会長・副会長が決定することとしてよいのではないか。また、このくらいであれば、書面でもできるのではないか。

【山岸 愛委員】

会議室の換気や提案者に別室で待機してもらうなどの対策を取れば、諏訪区においては、ヒアリングを行っても極端に密の状態になるわけではないと思う。

【川上 奈津子委員】

審査を4回経験した今となれば、書面による質問・回答に変更しても審査できると思うが、初めての審査となれば、判断に迷うと思うので、ヒアリングを実施したほうがよいと考える。

【川室委員】

川上 奈津子委員の意見に賛同する。

【川上会長】

それでは、採決を行う。

地域活動支援事業の審査について、従来どおりヒアリングを行うほうがよいという委員は挙手願う。

(11 人挙手)

賛成多数により、地域活動支援事業の審査では、従来どおりヒアリングを行うこ

ととする。

引き続き、審査の流れについて、事務局に説明を求める。

【藤井係長】

- ・参考資料2・3・4に基づき説明

【川上会長】

今ほどの説明について、質問のある委員は挙手願う。

(発言なし)

それでは、地域活動支援事業のヒアリング及び審査を行う、第2回地域協議会の日程について協議する。

— 日程調整 —

- ・次回協議会：6月22日(月) 午後6時30分から 諏訪地区公民館
 - ・内容：地域活動支援事業のヒアリング、審査及び採択すべき事業の決定
- 以上で、議題「(2) 協議事項」の「④ 地域活動支援事業について」を終了する。
議題「(3) その他」に入る。

本日の議題に関し、委員または事務局から何かあるか。

(発言なし)

最後に次第5「その他」について、せっかくの機会であるので、議題のほかに意見や質問があれば、発言願う。

(発言なし)

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 中部まちづくりセンター

TEL：025-526-1690（直通）

E-mail：chubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。